

# 生活環境の保全等に関する施策の見直しについて（部会報告の概要）案

・新環境総合計画の目標達成に向けて、計画で掲げられている対策がより円滑に展開できるよう、「生活環境保全等施策の見直しについて」、専門的な見地から調査検討を行い、取りまとめを行った。

## 生活環境保全条例制定後の施策を取り巻く状況の変化を整理した結果、4つの論点を抽出

### <施策を取り巻く状況の変化>

- ① 地域の実情に応じた施策を展開できることから、大気、水質などの規制権限の市町村移譲が行われ、大阪府の果たすべき役割に変化が生じている。
- ② 社会的要請に呼応し ISO14000 など事業者自ら管理を促進し、事業場から排出される環境負荷の削減が図られている。規制以外の排出削減を図る手法が、大阪府の施策としても取り入れられている。
- ③ 環境基準の達成に向けて微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントにこれからさらに力点を置くべき。これらの項目は、燃焼等により直接排出された物質が、大気中で反応することにより二次生成される。
- ④ 解体工事に伴う石綿の飛散など健康影響のおそれがある場合の情報提供では、より速やかな対応が求められている。

### <検討すべき論点の抽出>

- |  |  |
|--|--|
| 府から権限移譲が進む市町村との役割分担と府が果たす役割を検討                     | 規制手法に加え、事業者による自主的取り組みなど規制以外の手法が効果を発揮するよう検討 |
| 環境改善に向け、さらなる施策の充実強化が求められる反応系の大気汚染への対応について施策の方向性を検討 | 健康影響のおそれがある場合の情報提供について、これまでの対応を検証し、検討      |

### (参考) 審議経過

- H24.1.25 大阪府知事から環境審議会に諮問。当部会を設置
- H24.3.20 第1回部会開催
- H24.6.5 第2回部会開催
- H24.8.14 第3回部会開催
- H24.10.26 第4回部会開催
- H24.11 頃 環境審議会へ報告

第2章 生活環境の保全等に関する施策	第7条 規制の措置 第8条 自動車公害防止対策の推進 第10条 大気保全対策の推進 第11条 水質保全対策の推進 第12条 監視、測定体制等の体制の整備 第13条 施設の整備等の推進 第14条 公害に係る苦情の処理 第15条 公害に係る健康被害の救済等 第16条 中小企業者に対する助成
第3章 大気の保全に関する規制	
第4章 水質の保全に関する規制	
第5章 地盤環境の保全に関する規制等	
第6章 化学物質の適正な管理	
第7章 駆音及び振動に関する規制等	

生活環境保全条例の構成

	① 市町村との役割分担	② 規制以外の手法	③ 反応系の大気汚染への対応	④ 健康影響のおそれがある場合の情報提供
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪発“地方分権改革”ビジョン」に基づき規制権限等の市町村への移譲を実施中</li> <li>・大阪府の役割は、広域行政としての役割に加え、市町村間の調整等が重要になっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者自らによる管理の促進で環境負荷の削減を図る仕組みが採用されている。</li> <li>・大阪府においても、グリーン購入など各種取り組みが行なわれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準の未達成の項目は、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダント。これらは大気中で反応することにより生成される物質の寄与が大きいことが特徴である。</li> </ul>	<p>【これまでの対応の検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水汚染が発覚した場合、周辺の井戸使用者に注意喚起する必要があり、速やかな対応がとられている。</li> <li>・建築物等の解体時に石綿飛散の基準違反があった場合、公表は改善勧告後になっている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、新たな府と市町村の関係を構築する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の枠組みを構築することによって自主的な排出削減を促進する取組みを今後とも進めていく必要がある。</li> <li>・継続的な取組みの促進のためには、取り組みが評価される仕組みを構築していく必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前駆物質の排出源、生成メカニズム、広域的な移流の影響、有効な対策の解明が必要</li> </ul>	
検討結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府は市町村へ技術的助言等の支援の措置を講じていく必要がある。</li> <li>・施策展開に当たっては、現在行なっている事務処理マニュアル等の提供、研修生の受け入れなどの支援策の継続、複数市町村にまたがる問題での連絡調整の緊密化などに留意すべき</li> <li>・生環条例の府の責務規定に市町村へ技術的助言等の支援の措置を講ずる旨規定することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後新たに規制以外の施策を構築するに当たっては、排出削減の努力が社会的に評価される仕組みや、経済的メリットにつながる仕組みが効果的</li> <li>・事業者が持つ排出負荷量等の情報を積極的に公開し、自治体、地域住民と共有することにより、相互理解を深めていくことが重要</li> <li>・大阪府は、事業者、地域住民など関係者間のコミュニケーションを促進するコーディネート役を担うことが期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境モニタリング等により科学的知見の収集に引き続き努めるとともに、今後必要とされる対策を見据えた調査研究の充実が望まれる。</li> <li>・国や他自治体、民間の研究機関との連携を強化して取り組むことが効果的</li> <li>・大気中の反応を抑制するため、前駆物質に相当する窒素酸化物、揮発性有機化合物などに対して、従来から実施している規制等の対策を着実に実施することも肝要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿飛散による大気汚染の場合やその他の事象についても、健康影響のおそれがある場合には個人情報の保護に配慮しつつ速やかに公表する必要がある</li> </ul>